

女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

1 目的

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、次のとおり郡山地方広域消防組合職員の状況を公表するものです。

2 公表項目

（１）職員数に対する女性の割合

当該年度の 4 月 1 日を基準に、職員数に対する女性職員の割合を表します。

年度		職員数（※2）	
		女性	割合
令和6年度	410 人	10 人	2.4%

※1 条例定数：407人

※2 「職員数」は、新規採用職員、他の地方公共団体等へ派遣されている職員、休職中の職員を含む実員数です。

（２）採用の女性割合

当該年度に採用された職員数と女性の採用割合を表します。

年度	男性	女性	合計	女性の割合
令和6年度	8人	0人	8人	0%

（３）継続勤務年数

当該年度の 4 月 1 日を基準とした、職員の勤務年数の平均を表します。

年度	男性	女性	全体
令和6年度	17.2 年	14.1 年	17.1 年

（４）管理的地位にある職員に占める女性の割合

年度	男性	女性	合計	女性の割合
令和6年度	27 人	0人	27 人	0%

※1 「管理的地位にある職員」とは、「課長相当職以上」の職員となります。

※2 「課長相当職以上」に当たる階級：消防正監、消防監、消防司令長

（５）各役職段階に占める女性職員の割合

年度		係長相当職		課長補佐相当職以上		
		女性	割合		女性	割合
令和6年度	170 人	5人	2.9%	24 人	0人	0%

※1 「係長相当職」に当たる階級：消防司令、消防司令補

※2 「課長補佐相当職」に当たる階級：主任主査の職にある消防司令

※3 「階級別の職員数」については、[消防年報（リンク先）](#)をご覧ください。

(6) 職員一人あたりの超過勤務時間の月平均

当該年度の実績を基に、毎日勤務者と隔日勤務者一人当たりの一月の平均超過勤務時間を表します。

年度	毎日勤務者	隔日勤務者
令和6年度	19.5 時間	10.3 時間

(7) 男女別の育休取得率・平均取得期間

当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員の育児休業取得状況を表します。

男性

年度	育児休業対象者	取得者	取得率(※)	平均取得期間
令和6年度	29 人	14 人	48.3%	31.4 日

女性

年度	育児休業対象者	取得者	取得率	平均取得期間
令和6年度	該当者なし			

※ 「取得率」は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数（育児休業対象者）に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数（取得者）の割合となります。

(8) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加の為の休暇取得率・平均取得日数

当該年度中に新たに育児休業が可能となった男性職員の配偶者出産休暇と育児参加の為の休暇の取得状況を表します。

年度	対象者数	取得者数	取得率	平均取得日数
令和6年度	29 人	27 人	93.1%	7.4 日

※1 「配偶者出産休暇」は、配偶者が出産する場合に3日間取得できます。

※2 「男性職員の育児参加の為の休暇」は、配偶者が出産する場合に、出産予定日の前 8 週間から、出産日の後 8 週間までの期間に、必要に応じて 5 日以内で取得できます。

(9) 職員一人あたりの年次有給休暇の取得日数

当該年度の毎日勤務者と隔日勤務者一人当たりの平均年次有給休暇の取得日数を表します。

年度	毎日勤務者	隔日勤務者
令和6年度	11.1 日	10.8 日

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：郡山地方広域消防組合

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	71.6%
全職員	83.6%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	94.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	93.3%
16～20年	98.9%
11～15年	92.4%
6～10年	103.7%
1～5年	99.8%

【説明欄】

- ・ 職員区分「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の内訳は①暫定再任用職員と②会計年度任用職員。①は定年退職後再任用であり男性のみであること（女性定年到達者なし）、それぞれに雇用形態が異なることから、男女の給与の差異に影響している。
- ・ 当組合では勤続年数26年以上の女性職員が不在であり（雇用実績なし）、給与及び役職段階の男女差に影響している。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。